

こうち労政情報

雇用労働政策課のホームページにも掲載しています

令和6年度 第4号

(2025年2月末日発行)

「こうち労政情報」では県内の企業の皆さまに労働関連情報をお届けします。

KOCHI Work Style Award2024受賞企業をご紹介します



ワークライフバランスや多様な働き方の推進、生産性の向上など、「高知県登録働き方改革コンサルタント」の支援を受け、「働き方改革」に取り組む高知県内企業の優良事例を表彰する「KOCHI Work Style Award 2024」を開催しました。

●開催日 2025年2月5日(水) ●会場 ラ・ヴィータホール ●参加企業・団体数 16社



グランプリ ミタニ建設工業株式会社 (高知市) 建設業 社員数185名



経営戦略のための企業永続を実現する働き方改革



特別賞 株式会社jigsaw (高知市)

建設業 社員数12名



jigsaw2.0

～第二創業、全スタッフが経営者～



高知機型工業株式会社

(香南市)

製造業 社員数27名



持続可能で協働的な
働き方の実現



**準グランプリ 社会医療法人仁生会
細木病院** (高知市)

医療 職員数876名



細木病院働き方改革
～職員ハッピープロジェクト～



準グランプリ 有限会社ビオス (黒潮町)

道の駅運営(飲食・物販販売)
社員数16名



ビオスまもり隊
挑戦!働き方改革!

詳細は、アワード専用サイトへ
アワード当日の様様や各社の説明資料、
審査委員のコメントなどを掲載しています。



「働くルール知っていますか？」 リーフレットを作成しました

高知県では、アルバイトや新入社員となる方に向け、これから仕事をしていく上で知っておきたいルールについて簡単にまとめたリーフレットを作成しました。
貴事業所でも、ぜひご活用ください。右のQRコードからご覧いただけます。



働くルール 知っていますか?

働く人、進学する人、
新社会人の皆様へ

働くことは様々な学びを得る機会でもあります。皆さんのこれからを応援するために、このリーフレットを作成しました。
みなさんアルバイトや新卒者とともに、貴会社や職場で働く皆さんが安心して働くことができるよう、リーフレットを作成しました。
知っておきたいルールについて簡単に紹介しています。

1 仕事を探すときは

県内には、求職者の状況に応じた様々な相談窓口があります。お気軽にご相談ください。

令和7年度(前期)技能検定試験

機械加工、防水施工など39職種の技能取得レベルを評価する国家検定試験です。

ものづくり分野に従事する若者の確保・育成を目的に、年齢等の要件を満たす方の技能検定試験(3級の実技試験)の受験手数料を一部免除しています。試験日程及び受験手数料等の詳細については、高知県職業能力開発協会までお問い合わせください。

受付期間：令和7年4月7日(月)～4月18日(金)
受験手数料：実技18,200円以内、学科一律3,100円
出願方法：持参、郵送(消印有効)

問い合わせ：高知県職業能力開発協会
〒781-5101高知市布師田3992-4高知県立地域職業訓練センター内
TEL (088) 846-2300 FAX (088) 846-2302

参加者募集中!



お申込みは
FAX・メール

無料

職業意識やビジネスマナー等を習得することにより、
就労に対する不安の解消や社会人としての自覚と責任感の養成を図ることを目的に開催する

新入社員合同研修会

の参加者を募集しています。

令和7年

※受付は、9:30開始

3月26日水 10:00～16:00 高知共済会館 3階 大ホール「桜」

対象	高知県内企業に入社される新社会人の方	講師紹介	キャリアコンサルタント 山下 由香
内容	【第一部】ビジネスマナーⅠ 社会人としての心構え ビジネスマナーの基本 【第二部】ビジネスマナーⅡ 仕事におけるコミュニケーション 目標設定と今できることを考える 【第三部】新入社員の皆さまへのお知らせ ・高知県選挙管理委員会 ・高知労働局 事務連絡およびアンケート記入		キャリア教育のない時代に進学・就職で紆余曲折し、女性用アンダーウェアのデザイナー、印刷会社の製版業務など異色の経験を持つ。「誰かのお役に立ちたい」という思いを胸に就職支援の道に入ってから、10代～70代まで幅広い年代層の求職者・職業訓練生・学生に数多く関わってきた。 現在は、キャリアコンサルタントとして女性の就労支援や定着支援をメインとしながら、求職者や学生向けのセミナー等にも携わり、よりよい就労に向けた活動に力を注いでいる。

【問い合わせ】高知県若年者地域連携事業運営事務局 ※土日祝は休み

高知市帯屋町2丁目1-35 ジョブカフェこうち内 TEL: 088-826-6051 FAX: 088-826-6052 E-mail: kochi-jakunen@lec.co.jp
厚生労働省(高知労働局)委託事業「若年者地域連携事業」 受託者: (株)東京リーガルマインド

労務
改善

Q&A

雇用保険制度の改正について

Q

令和7年4月から雇用保険制度の改正が実施されると聞きましたが、どのような内容ですか。

A

今回の改正では、教育訓練やリ・スキリング支援の充実のための措置とともに、共働き・共育での推進のための措置が講じられることとなりました。

具体的には、令和7年4月1日から以下のとおり改正されます。

- 自己都合離職者が教育訓練等を自ら受けた場合の給付制限解除
自己都合で離職した者には、失業給付(基本手当)の受給に当たって、給付制限期間(※)が設けられていますが、離職期間中や離職日前1年以内に、自ら雇用の安定及び就職の促進に資する教育訓練を行った場合には、給付制限が解除されます。
※ 2か月から1か月へ短縮されます。ただし、5年間で3回以上の自己都合離職の場合の給付制限期間は3か月のままです。
- 出生後休業支援給付の創設
子の出生直後の一定期間以内(男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内)に、被保険者とその配偶者の両方(※)が14日以上育児休業を取得する場合に、最大28日間、休業開始前賃金の13%相当額を給付し、育児休業給付(育児休業開始から通算180日までは賃金の67%(手取りで8割相当)、その後は50%を支給)と合わせて給付率80%(手取りで10割相当)へと引き上げられます。
※ 配偶者が専業主婦(夫)の場合や、ひとり親家庭の場合などには、配偶者の育児休業の取得を求めずに給付率が引き上げられます。
- 育児時短就業給付の創設
被保険者が、2歳未満の子を養育するために、時短勤務をしている場合の新たな給付として、育児時短就業給付が創設されます。給付率は、休業よりも時短勤務を、時短勤務よりも従前の所定労働時間で勤務することを推進する観点から、時短勤務中に支払われた賃金額の10%(※)となります。
※ 時短後の賃金と給付額の合計が時短前の賃金を超えないように調整されます。

高知県労働委員会

〒780-0850
高知市丸ノ内 2-4-1 県庁北庁舎 4F

お気軽にご相談
ください!

TEL 088-821-4645